

平成 20 年 6 月

測定方法名（計量方法名）変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、JIS 規格（日本工業規格）の一部改正に伴い、水質汚濁に係る環境基準及び排水基準に係る検定方法について測定方法名等が変更されました。※別紙をご参照下さい。

つきましては、当社で採用しています測定方法名（計量方法名）を下記のとおり変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 環境水・地下水・排水

■変更日 平成20年4月1日採水分より

■変更内容

検査項目	対象	計量方法名	
		新	旧
ほう素	環境水 地下水	JIS K 0102 47.4 ICP-MS 法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 7 ICP-MS 法
ほう素及びその化合物	排 水	JIS K 0102 47.4 ICP-MS 法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 7 ICP-MS 法
浮遊物質量	環境水 地下水	昭和 46 年環境省告示第 59 号 付表 7	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 8
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	環境水	昭和 46 年環境省告示第 59 号 付表 9	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 10
浮遊物質量	排 水	昭和 46 年環境省告示第 59 号 付表 7	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 8

2. 土壌・土壌汚染対策法

■変更日 平成20年5月9日採取分より

■変更内容

検査項目	対象	計量方法名	
		新	旧
ほう素	土壌	JIS K 0102 47.4 ICP-MS 法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 7 ICP-MS 法
ほう素及びその化合物	土壌汚染対策法	JIS K 0102 47.4 ICP-MS 法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号付表 7 ICP-MS 法

以上

＜別 紙＞

○水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の一部を次のように改正する。（平成 20 年 4 月 環境省告示第 40 号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	規格 61.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、規格 61.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、67.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法	付表 7(ICP-MS 法)を削除し、新たに規格 47.4(ICP-MS 法)を採用。
浮遊物質	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 7	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 8	付表の繰上げ。
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 9	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 10	付表の繰上げ。

※ふっ素につきましては、検査内容の変更のため、省略させていただきました。詳しくは、官報（4月 1 日）をご覧ください。

○地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）の一部を次のように改正する。（平成 20 年 4 月 環境省告示第 41 号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	規格 61.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、規格 61.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、67.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法	付表 7(ICP-MS 法)を削除し、新たに規格 47.4(ICP-MS 法)を採用。

○環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和 49 年 9 月 環境庁告示第 64 号）の一部を次のように改正する。（平成 20 年 4 月 環境省告示第 42 号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
ほう素	規格 47 に定める方法	規格 47 に定める方法又は告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7(ICP-MS 法)を削除。当社採用方法の規格 47.4(ICP-MS 法)も採用されております。
浮遊物質	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 7	昭和 46 年環境省告示第 59 号付表 8	付表の繰上げ。

○水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境長官が定める検定方法（平成1年8月 環境庁告示第39号）の一部を次のように改正する。（平成20年4月 環境省告示第43号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
セレン及びその化合物	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、67.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
ほう素及びその化合物	規格 47 に定める方法	規格 47.1 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7(ICP-MS 法)を削除。当社採用方法の規格 47.4(ICP-MS 法)も採用されております。
ふっ素及びその化合物	規格 34.1 若しくは 34.2 に定める方法又は規格 34.1C に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	規格 34 に定める方法又は規格 34.1C に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	測定方法名の変更のみ。検査の内容の変更はありません。

○水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境長官が定める検定方法（平成1年8月 環境庁告示第39号）の一部を次のように改正する。（平成20年4月 環境省告示第43号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
砒素及びその化合物	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法	規格 61.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、規格 61.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
セレン及びその化合物	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、67.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
ほう素及びその化合物	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7(ICP-MS 法)を削除。規格 47 全体を測定方法に定めた。当社採用方法の規格 47.4(ICP-MS 法)も採用されております。
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1C に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法	イオンクロマトグラフ法(環境基準告示付表 6)において、蒸留操作(規格 K0102 34.1C)を追加。

○土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月 環境庁告示第46号）の一部を次のように改正する。（平成20年5月 環境省告示第46号）

項目	測定方法		説明
	新	旧	
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4(ICP-MS 法)の追加。当社では現在、67.2(水素化物発生-原子吸光光度法)を採用しております。
ふっ素	規格 34.1 又は規格 34.1C に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示付表 6 に掲げる方法	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示付表 6 に掲げる方法	イオンクロマトグラフ法(環境基準告示付表 6)において、蒸留操作(規格 34.1C)を追加。
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示付表 7 に掲げる方法	付表 7(ICP-MS 法)を削除し、新たに規格 47.4(ICP-MS 法)を採用。

○土壌汚染対策法施行規則第5条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法の一部を次のように改正する。

項目	測定方法		説明
	新	旧	
砒素及びその化合物	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法	規格 61.4 (ICP-MS 法) の追加。当社では現在、規格 61.2 (水素化物発生-原子吸光光度法) を採用しております。
セレン及びその化合物	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4 (ICP-MS 法) の追加。当社では現在、67.2 (水素化物発生-原子吸光光度法) を採用しております。
ほう素及びその化合物	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7 (ICP-MS 法) を削除。当社採用方法の規格 47.4 (ICP-MS 法) も採用されております。
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1C に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法	イオンクロマトグラフ法 (環境基準告示付表 6) において、蒸留操作 (規格 K0102 34.1C) を追加。

○土壌汚染対策法施行規則第5条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法の一部を次のように改正する。

項目	測定方法		説明
	新	旧	
セレン及びその化合物	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4 (ICP-MS 法) の追加。当社では現在、67.2 (水素化物発生-原子吸光光度法) を採用しております。
ほう素及びその化合物	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7 (ICP-MS 法) を削除。当社採用方法の規格 47.4 (ICP-MS 法) も採用されております。
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1C に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法	イオンクロマトグラフ法 (環境基準告示付表 6) において、蒸留操作 (規格 K0102 34.1C) を追加。

○土壌汚染対策法施行規則第5条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法の一部を次のように改正する。

項目	測定方法		説明
	新	旧	
セレン及びその化合物	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	規格 67.4 (ICP-MS 法) の追加。当社では現在、67.2 (水素化物発生-原子吸光光度法) を採用しております。
ほう素及びその化合物	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法	告示付表 7 (ICP-MS 法) を削除。当社採用方法の規格 47.4 (ICP-MS 法) も採用されております。